



市民社会による市民社会のための説明責任： 自己規制イニシアティブに関する手引き(抄訳)

Web: www.civicus.org
E-mail: info@civicus.org

Dorothee Guénéheux & Alison Bottomley
2013年11月

和訳(文責: 日本 NPO センター)
E-mail: e_center@jnpsc.ne.jp
2016年4月

※本手引きの和訳テキスト、画像等の無断転載・無断使用を禁止します。

イントロダクション

30 年以上前から、さまざまなレベル(グローバル、ナショナル、ローカルレベル)の市民社会組織(非政府組織、地域社会組織、職業別労働組合、コミュニティ協会、市民社会プラットフォーム、統括・ネットワーク組織)が世界各地で急速に増え続けています。数が増えるに従って、その役割や責任、活動の幅も拡大し続けており、所属しているコミュニティや社会、セクターにおける位置付けも発展し続けています。市民社会は、政府機関の機能補完やサービスの提供、人権擁護活動や人権侵害に対する意識向上活動、環境問題や貿易問題、開発・援助プログラムや自然・人為災害に対する緊急対応など、さまざまな社会問題を扱っています。近年では、市民社会組織(CSO)も独自の開発主体であると国際社会に認識されるようになってきました¹。

役割と機能が拡大する中、CSO に対する政府や企業、メディアや一般社会、さらには市民社会自体の監視の目も厳しくなっています。常々マイノリティの代弁者を自負し、他のセクターに対して絶えず説明責任を要求し、公的資金の受領額を増やしている CSO は、組織内や市民社会セクター内から、また外部関係者との関係において、実践慣行の改善を要請されるようになってきました。市民社会セクター内でも、専門規準の高度化、情報開示の促進、財務の透明性の向上、CSO 間の協力の推進の必要性が繰り返し叫ばれています。金融危機を経てドナーのリソースが減少し、市民社会にも新たな制限²が課されるようになった昨今、金額相当の価値に焦点が置かれるようになったため、CSO にはこれまで以上に納税者のお金を適切に活用することが求められるようになりました。同時に、支持者や受益者のさらに寄り添った、より効果的な活動を展開し、自らの妥当性を常に証明していかなければなりません。

これに対して CSO は、効果的な自己規制の方策を特定して権利と責任のバランスを取ることの重要性を認識していたため、この数十年間、独自のイニシアティブを策定して要求に対応しようと努力してきました。その結果、正当性(legitimacy)、透明性(transparency)、説明責任(accountability)という3つの概念が台頭してきました。市民社会組織の「正当性」とは、他の関係者が CSO の活動を「正当かつ適切」と認識していることを意味します。正当性は「代表性(representativeness)」と区別する必要があります。これは、代表に選出・指名されていない組織でも問題を議論する正当性が十分にあると見なされる場合があるためです。一方、「透明性」は、CSO の価値観、プロセス、手続きに関する情報の開示と普及、開放性の度合いを意味します⁴。「説明責任」は、自らの行動や活動、メッセージに責任と責務を負う CSO の意志と能力を意味します。また、CSO の活動や全関係者に対するメッセージの1つ1つに大義名分があることも重要です。CSO の説明責任は、CSO に説明責任を求める各種関係者に応じて、4つのレベルに分けられます。上方に対してはドナーや規制機関、下方に対しては受益者、外に対しては類似・加盟・パートナー団体、そして内側に対してはスタッフ・理事会・ボランティアに対して説明する義務があります⁵。

¹ アクラ行動計画第 20 項、OECD、2008 年。同計画の全文は以下からダウンロードすることができます。

<http://www.oecd.org/dac/effectiveness/34428351.pdf>

² 市民社会の制約は、外国資金へのアクセスを中心に、過去 10 年で増大し続けています。この問題については、以下を含む CIVICUS の各種レポートにまとめられています。

CIVICUS, *State of Civil Society Report 2013: Creating an Enabling Environment*, 2013, 300 p.

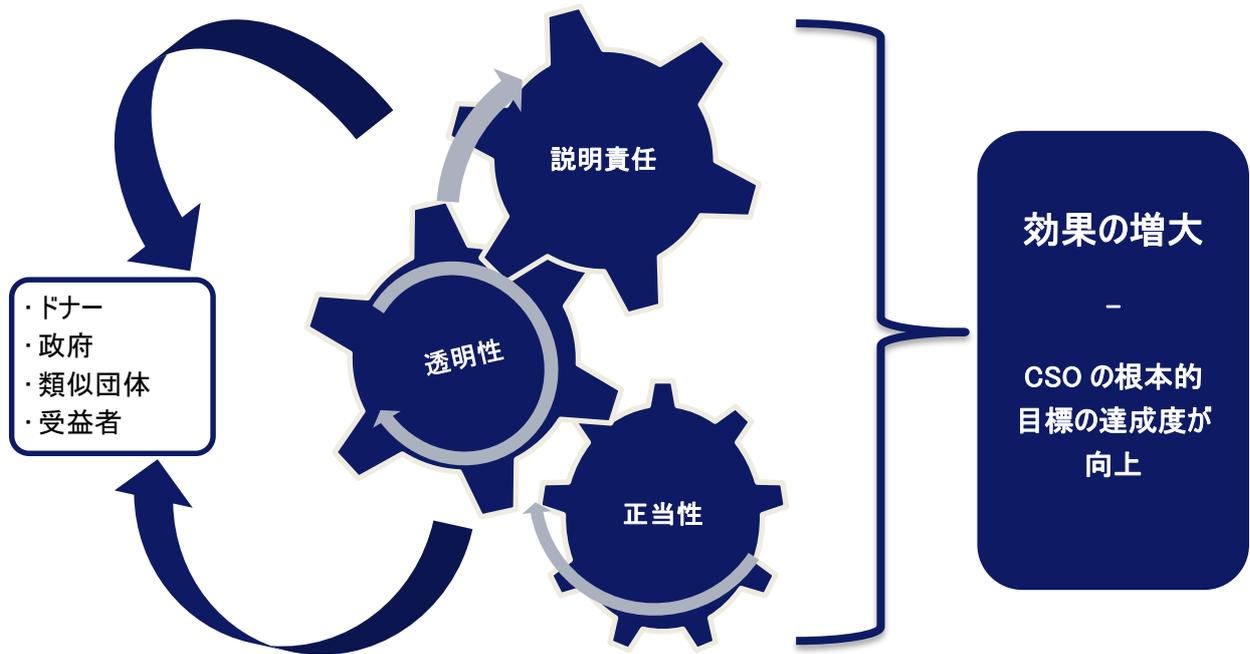
CIVICUS, *The 2013 Enabling Environment Index report*, 2013, 32 p.

³ David L. Brown, Jagadananda, “Civil Society Legitimacy and Accountability: Issues and Challenges”, Scoping Paper, Hauser Center and CIVICUS, 2007, 43 p.

⁴ Kumi Naidoo, “The End of Blind Faith? Civil Society and the Challenge of Accountability, Legitimacy and Transparency”, *Accountability Forum* 2, 2004, p.14-25; CIVICUS, *Turning Principles into Practice – A guide to Legitimacy, transparency and Accountability*, 2010, 44 p.

⁵ 同上

[ボックス1] 現在進行中の学習プロセスとしての説明責任



説明責任とは、関係者との信用改善を模索する進行中の長期的学習プロセスであり、また最終的な目標やミッションを達成する方策でもあると考えるべきです。貧困や独裁体制との闘いであれ、社会変革や環境問題であれ、活動実践の改善とその結果としての影響の拡大を図るこのプロセスは、どのCSOにとっても必要不可欠と言えます。

自己規制イニシアティブとは？

正当性 (legitimacy)、透明性 (transparency)、説明責任 (accountability) の3つの概念 (LTA) は密接に絡み合っています。CSOが正当性を確保するには、そのプロセスや決定に関して説明責任を果たさなければならず、また活動や責務において透明性を保たなければなりません。この概念に基づく方策は多岐に亘ります。例えば、組織のミッションの指導やパフォーマンスの評価を行う理事会を選出したり、中核となるビジョンや価値観、ミッションを設定したり、また年次報告書を発表するといった方法も考えられます⁶。各セクターにおいて、このように正当性、透明性、説明責任の改善に向けて取り組んだ結果、**自己規制イニシアティブ**が生まれ、発展してきました。

ワン・ワールド・トラストの定義⁷によれば、自己規制イニシアティブとは、市民社会⁸が市民社会のために発展させた一連の価値観を促進するスキームを意味します。自己規制イニシアティブは単一組織でも開発できますが、複数のCSOによるネットワークが共同規準を設定するために取り組むケースの方が多く見られます。自己規制イニシアティブは、参加団体のガバナンスや行動、実践に影響を与えることを意図したものであり、一貫した適用が求められます⁹。ほとんどのイニシアティブは本質上、自発的なものですが、政府の規制あるいは税制優遇措置と関連している場合もあります。また、市民社会全体あるいはCSOのネットワーク、特定のサブセクターのために策定された自己規制イニシアティブもあれば、対象を特定のグループ(ナショナルプラットフォームの参加団体が一般的)に限定した自己規

⁶ 同上

⁷ Shana Warren, Robert Lloyd, "Civil Society Self-Regulation, The Global Picture," Briefing Paper 119, One World Trust, 2009, p. 2-17

⁸ 市民社会以外が発展させてきた自主規制イニシアティブの例も散見されます。授賞形式のものが多く、そのほとんどがメディアなどの外部関係者によって導入されています。

⁹ Kernagan Webb, "Chapter 1: Understanding the Voluntary Codes Phenomenon", *Voluntary Codes: Private Governance, the Public Interest and Innovation*, 2004, p. 3-32

制イニシアティブもあります。その際の自己規制は市民社会セクターにとって自己規定の実習とも言えます。CSO は政府やドナーから規準を押し付けられるよりも自分たちで作り上げようとしているのです。

ワン・ワールド・トラストは、2009 年から 2012 年、自己規制イニシアティブを取りまとめたデータベースを構築しており、そこには世界中から 300 以上のスキームが登録されています。本手引きでは、このデータベース¹⁰で使われている分類に従い、自己規制を以下の 5 つに類型化しています。

- **ワーキンググループ型**: 自らの透明性および説明責任に関する協議、ベストプラクティスの共有、新たなイニシアティブの方向付けを目的に CSO 自身が組織した CSO の集合体。
- **情報サービス型**: 説明責任および透明性に関し、必要な特定データ群の公表を参加団体に要請するイニシアティブ。CSO のディレクトリとしても機能する場合があります。
- **授賞型**: 競争的プロセスを通して透明性および説明責任を確保している実践を選んで表彰するもの。その多くは、革新的あるいは優れたグッドプラクティスに報いることを目的としています。
- **行動／倫理規範型**: CSO の集合体が各組織の行動および実践の指針として規定・合意した一連の規準。ガバナンス、説明責任、資金調達など、CSO の運営をさまざまな側面から規制することを意図したものが一般的です。
- **認証／認可制度型**: 組織グループが規定・確立した一連の規準・規範に照らして組織のガバナンス、プログラム、実践慣行を評価するスキーム。これらの規準を満たしていることが証明された組織には認可証が発行されます。

5 つのタイプのいずれにおいても、原則および規準に対する参加団体の**コンプライアンス**が重要な問題となります。授賞、情報サービス、認証制度の場合、そのスキームに参加する前にまず規準を満たしているかどうか評価されます。そうした評価は、候補者自身が行う場合 (*自己評価*) とスキーム内の他のメンバーが行う場合 (*ピア評価*)、第三者が行う場合 (*第三者評価*) があります。また、行動規範の署名、認可証の獲得、情報サービスへの参加承認の場合は、その後コンプライアンス評価が行われることもあります。こうしたケースでは、コンプライアンスメカニズムに「異議申し立てメカニズム」が含まれる場合もあり、また年次報告書の提出などの要件が課される場合もあります。さらに、コンプライアンスメカニズムは、勧告や罰金、除名といったさまざまな**制裁メカニズム**とリンクしている場合もあります。

¹⁰ ワン・ワールド・トラストの市民社会自己規制イニシアティブの分類については、以下を参照してください。
http://www.oneworldtrust.org/csoproject/cso/general/how_initiatives_are_assessed

[ボックス 2] 自己規制イニシアティブの基本原則

CIVICUS は全国組織や統括組織のネットワークである AGNA (Affinity Group of National Associations) の事務局を務めています。AGNA の活動の中には、CIVICUS の正統性・透明性・説明責任プログラムに対する助言も含まれています。特に自己規制イニシアティブに関しては、強固で信頼できる持続可能な自己規制スキームの発展を促進するため、AGNA 加盟団体により、10 項目の重要原則が設定されています。

1. 自己規制イニシアティブの確立は市民社会主導でなければいけません。
2. メンバーのモチベーションとコミットメントが重要です。
3. プロセスの始まりからすべての関係者を参加させなければいけません。
4. 柔軟な自己規制イニシアティブであれば、規模や活動の焦点、種類に関係なく、さまざまな組織グループの参加が得られます。
5. リソースの多様化が自己規制イニシアティブの持続可能性を確保する前提条件となります。
6. 情報通信技術 (ICT) を活用することにより、参加関係者を増やすことができます。
7. ネットワークによる活動は、自己規制メカニズムの実施、相互学習や問題解決を促進・助長します。
8. 教訓や勧告といった利点を活用するには、報告の際に質の高い正確な情報を提供するように努力する必要があります。
9. 自己規制イニシアティブのモニタリングおよび強制執行を行うには、コンプライアンスシステムが必要となります。
10. ピア評価メカニズムにより、枠組みの実施に関して信頼できる情報を提供することができます。

セクション 2. 自己規制類型の選択

内外の状況分析を終えた組織やネットワークは、各種類型の中から自己規制イニシアティブを選択する 2 段階プロセスに進むことができます。

第 1 段階では、自己規制イニシアティブの**原則および規準**を特定・確立します。この段階では、自己規制イニシアティブの行動を方向付ける原則や規準をどう策定するか、またメンバーが説明責任を理解する基礎をどう取りまとめるかについて助言を模索します。

第 2 段階では、イニシアティブの内外の状況を踏まえて最適な**自己規制類型**を特定した上で、その原則と規準の適用と遵守を決定します。この段階では、一連のケーススタディを通してさまざまな類型を詳細に検討することで、グッドプラクティスや教訓を浮き彫りにします。

本セクションの狙いは、こうしたノウハウや事例を紹介することによって、組織／ネットワークがそれぞれの状況や組織／参加団体に合う最適な自己規制イニシアティブを自分たちで選択するプロセスを実践できるようにすることです。

第 1 段階: 自己規制イニシアティブの原則および規準の確立

自己規制イニシアティブの原則および規準は、より高い透明性と説明責任を確保するために参加団体が満たすべき要件を特定する上で役立つ倫理体系を生み出します。自己規制イニシアティブには、説明責任が果たせるような活動実施を確保する原則と規準の双方が必要となります。原則と規準は密接に関連していますが、適切に理解するため、はっきりと区別する必要があります。

原則: コアバリュー

原則とは、自己規制イニシアティブを方向付けるコアバリューです。CSO として望ましい、建設的な行動および意思決定プロセスとは何かを示す根本的な基礎を確立します。一般に、全体的な原則を合意することの方が具体的な規準を設定することより簡単です。自己規制イニシアティブの文脈においては、透明性と説明責任が基本原則となりますが、その他にも主要関係者の参加、品質管理、市民社会的価値観や社会変革に対するコミットメントなども含まれる場合があります¹¹。国際的にも、さまざまなイニシアティブが CSO の行動や倫理に関する重要原則を定めています。自らの透明性や説明責任の改善に取り組んでいる全国組織は、こうした重要原則を応用することもできるでしょう。このように CSO が CSO のために開発した国際的原則の好例としては、CSO の開発効果に関するイスタンブール原則があります(以下のボックスを参照)。

規準: 規範と尺度

規準は、一連の原則を達成するための指針となる他、それらがどこまで達成できているかを計る尺度ともなる具体的な規範またはモデルです。これは、説明責任および透明性の原則を達成するために実施しなければならない実際の行動と考えることができます。ほとんどの規準は、対応すべき重要な指標を細分化することで設定することができます。一般的に規準は CSO の財務実践、プログラム活動、ガバナンスといった 3 分野に対応しています。

¹¹ 例えば、ワン・ワールド・トラストの調査およびグローバル・アカウンタビリティ・レポート(GAR)では、参加、評価、透明性、フィードバックメカニズムを指標としています。詳細情報は以下のウェブサイトを参照してください。
<http://www.oneworldtrust.org/globalaccountability/gar>

「財務規準」とは、CSO による資金の管理方法や使い方に関する透明性の向上を目指したものです。基本的に以下の規準が含まれます。

- 銀行口座を所有していること
- 年次財務報告書を作成していること
- 定期的に監査を実施していること
- 財務管理が適切に機能していること
- 適切な会計規準を利用していること
- 予算システムが機能していること

「プログラム規準」とは、各プログラムがどこまで基本原則に従って計画・実施されているかを見定めるものです。基本的に以下の規準が含まれます。

- プログラム計画を有していること
- 組織の業務を文書化していること
- モニタリング・評価制度を備えていること
- プログラム活動の計画策定や実施に幅広い関係者(特に受益者)が参加していること
- 日常業務において組織自体の原則が適用されていること(環境配慮、ジェンダー平等化、人権上の義務の達成など)

「ガバナンス規準」とは、確立した原則を満たすために組織をどう運営すべきかを規制するものです。基本的に以下の規準が含まれます。

- 法的に登録していること
- 定款を有していること
- 組織のビジョン、ミッション、価値観を公表していること
- 組織の住所および連絡先を公開していること
- 理事会を設置していること
- 理事会メンバーの選出方法を規定する、しっかりとした方針を有していること
- 利益相反を避けるシステムを備えていること
- スタッフおよびボランティアの雇用に関するしっかりとした方針を有していること
- 年次報告の作成を保証していること

自己規制イニシアティブの規準設定のヒント

1) 階層的規準: 複数のレベルの規準あるいは階層化された規準システムを検討

原則は単一セットとして設定するべきですが、規準は複数のレベルに分けて設定すると活用しやすくなります。異なるレベルの規準を区別することで、参加団体は自分のペースに合わせ、時間をかけて規準を調整・実施することができるようになります。その結果、すべての規準を満たそうと実力以上に無理をして苦しむこともなくなるでしょう。例えば、規準システムを階層化し、最低限守るべき中核規準を第 1 段階、推奨規準を第 2 段階として、それぞれ CSO が取り組めるようにしているケースもあります。

階層化されたシステムであれば、関連する基準に基づき、内部状況の範囲内で、さまざまなタイプの(予算規模、ボランティア・有給スタッフの人数、選出理事の有無などが異なる)組織を個別に対象とすることもできます。これにより、自己規制イニシアティブは、規模の大小、能力や知識レベル、透明性および説明責任に関する実践の違いに関わらず、より多くの CSO を対象としやすくなるでしょう。

2) 範囲: CSO の課題に合わせた規準を設定

規準は網羅的である必要はありませんが、その代わりに参加団体が直面している重要な問題や課題に焦点を当てる必要があります。規準の範囲は、自己規制イニシアティブおよびその主導機関の規模、目的、状況によって異なります。その範囲は、関係者の関心事項に最も適切に対応できるように設定する必要があります。また他の類似団体や市民社会の特質に合わせて調整することも重要です。さらに、規準の範囲を状況と関連付けることで、重要な課題と直接的に関連する規準としなければいけません。例えば、過去に CSO に対する批判があった場合、批判された事柄(汚職、代表者のジェンダー構成、出張費の使い方など)に対応できる規準を設定しましょう。

3) 用語: 簡単明瞭な分かりやすい言葉で各規準を表現

多くの関係者にとって読みやすく、理解しやすい規準となるよう表現に注意しなければいけません。すべてを網羅しようと長々書くよりも、明確なコンセプトを設定して分かりやすい言葉で規準の内容をはっきりと伝えることが重要です。各規準について長々と書くのではなく、明確かつシンプルなアイデアを抽出しましょう。各規準の補足説明をその規準の下に書くことも可能です。専門用語や技術用語の使用は避けましょう。市民社会に関する知識に関係なく、すべての関係者が読めて理解できる規準にしなければなりません。

4) 発表: 規準を明確に説明

規準を通知するには、誰もがアクセスできる文書に明確に記述しておくなどの措置が必要となります。規準を整理し、分かりやすい形で明確に説明できて初めて規準が無事完成したと言えるのです。発表する際は、規準の段階分けを反映するため、項目ごとに明確に整理して規準間のレベルの違いを区別する必要があります。極力シンプルかつ正確な言葉遣いを心がけましょう。最後に、文書の見た目を美しく整えて、読みやすくなるよう工夫してください。規準の発表は、関係者や類似団体、参加団体が初めて自己規制イニシアティブの全貌を目にする機会となります。

第 2 段階: 自己規制イニシアティブ類型の選定

自己規制イニシアティブにはさまざまな形があります。適切なものを選び取るには、まずイニシアティブを策定する際の内外の状況を熟慮した上で、イニシアティブ参加者が自己規制イニシアティブの原則および規準を達成できるようにするための方法を検討する必要があります。以下のセクションでは、最も一般的な自己規制イニシアティブの類型¹²を、それぞれの基本情報と共に紹介し、さらに CIVICUS が世界各地で調査したさまざまな自己規制イニシアティブのケーススタディ¹³についても報告しています。

検討した類型およびそのバリエーション(フォーマリティ順):

- ワーキンググループ型(p.10)
- 情報サービス型(p.11)
- 授賞型(p.12)
- 行動規範型(p.14)
 - コンプライアンスメカニズムを伴う行動規範(p.16)
 - 制裁メカニズムを伴う行動規範(p.18)
- 認証制度型(p.19)
 - 自己評価を伴う認証制度(p.20)
 - ピア評価を伴う認証制度(p.21)
 - 第三者評価を伴う認証制度(p.22)
 - コンプライアンス&制裁メカニズムを伴う認証制度(p.23)

自己規制イニシアティブの各類型について、本手引きでは定義と仕組みを説明した上で、こうしたスキームの実施に必要なリソース、各類型のメリットとデメリットを重点的に議論しています。また類型ごとに、状況やベストプラクティス、教訓に重点を置いた詳細なケーススタディも紹介しています。なお、各ケーススタディはそのイニシアティブが策定された状況における分析でしかないことに留意が必要です。

セクション 1 で説明した通り、組織内外の状況の他、組織が自由に使えるリソースや能力を踏まえて最も適切な類型を検討すると良いでしょう。表 2(各種類型から自己規制を選択する際の初期検討事項)では、自己規制の類型ごとに必要なリソースの例を挙げるとともに、自己規制イニシアティブに取り組む際の初期検討事項および各イニシアティブの潜在的持続可能性を比較しています。この表は、類型を選択する際に役立つだけでなく、その後関連セクションで詳細情報を参照する際にも利用できます。また、本セクションの終わりにある表 3(自己規制イニシアティブの類型ごとの成果の比較)では、CSO の有効性の改善と信頼性の向上という観点から自己規制の類型ごとに成果を比較しています。

本手引きでは、国際自己規制イニシアティブの紹介もしています。これは、すべての CSO に適用できるものではないものの、国際イニシアティブから自己規制と説明責任のための有益なリソースが生み出されているためです。

¹² ワン・ワールド・トラストの市民社会自主規制イニシアティブのデータベースにおける分類については以下を参照してください。

http://www.oneworldtrust.org/csoproject/cso/general/how_initiatives_are_assessed

¹³ 2013 年に計 22 団体のヒアリング調査を実施しました。調査した各自主規制イニシアティブの詳細情報については、p.77 のヒアリング調査リストを参照してください。ケーススタディの報告書全文は CIVICUS のウェブサイトでも入手可能です。

表 1 各種類型から自己規制を選択する際の初期検討事項

以下の表では、自己規制イニシアティブを実施する際に検討すべき初期検討事項および各イニシアティブの潜在的持続可能性を比較しています。この表は、CSO および組織ネットワークが自分たちに投入できるリソース量に見合った自己規制類型を選択する際の指針として利用できるように作成されています。ただし、どの自己規制イニシアティブを選択するにしても、内容より状況の影響が大きいことに留意が必要です。

リソースおよび能力 自己規制 イニシアティブの類型	短期			長期
	実施努力*	必要な人的・資金的リソース	設計・実施にかかる時間	潜在的持続可能性
<u>ワーキンググループ型</u>	低	中	長	低～中
<u>情報サービス型</u>	高	中～高	中	高
<u>授賞型</u>	低～中	中～低	短～中	中
<u>行動規範型</u>	低～中	低	長	高
[付加機能:]** <u>コンプライアンスメカニズム</u>	中	中	長	中～低
[付加機能:]** <u>制裁メカニズム</u>	低	低	短～中	高
<u>認証制度型</u>	中～高	高	長	中
<u>自己評価</u>	中	中	長	中～高
<u>ピア評価</u>	高	中～高	長	低～中
<u>第三者評価</u>	中～高	高	長	中～高
[付加機能:]** <u>コンプライアンスメカニズム型</u>	低	低	短～中	高

* 実施努力とは、自己規制イニシアティブを組織化するために必要な業務の各種要素およびレベルを意味しています。例えば、自己規制に関する内部ノウハウやパートナーシップの有無、イニシアティブの促進ツールの必要性とその存在、専用文書を作成する必要性の有無などがこれに当たります。当該項目は、イニシアティブの始動・実施に必要なプロセスやメカニズムがどれほど複雑かを示そうと意図したものです。

** これらのオプションは、自己規制イニシアティブの当初のスキームを補足するものとして選択することができます。本表では、イニシアティブが既に稼働・機能している中、こうした追加オプションを実施するためにどれほどのリソースや能力が必要かという観点から分析しています。

ワーキンググループ型

定義: 自らの透明性および説明責任に関する協議、ベストプラクティスの共有、新たなイニシアティブの方向付けを目的にCSO自身が組織したCSOの集合体。

仕組み: ワーキンググループは通常、他の自己規制イニシアティブほどフォーマリティが高くありません。基本的には、定期的に会合を開いてツールや指針、規準に関する協力を行う一定数の個人または組織の集団であり、そのための資金を得ている場合もあります。あまり形式張らない構成で、個人または組織の緩やかなネットワークとして透明性や説明責任に関する規準を話し合ったり、そうした規準を促進するための手段を検討したりしますが、必ずしも定期的な会合である必要はなく、何らかの成果を出すように求められたりすることはありません。また、ワークショップや研修を通じてグループ内外の個人や団体の能力開発に取り組むこともあります。ワーキンググループの中には、グループメンバーの正当性、透明性、説明責任を改善するための行動計画を策定し、その後その行動計画に沿って進展するようにモニタリング機関のような役割を果たすものもあります。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブへの参加について

メリット:

- ワーキンググループは、共通の課題や関心事を抱える類似団体間のより良い関係の構築を後押しすることができます。
- 参加メンバー間でベストプラクティスや知識、課題やリソースを共有することができます。
- 他の自己規制イニシアティブに比べ、構造がより柔軟で利用しやすいため、組織内の賛同が得やすいイニシアティブです。

デメリット:

- ワーキンググループには、進展が遅い、進みにくい、目に見える成果につながりにくいといった欠点があります。
- 参加団体の信頼があまり向上しない場合があります。実際、進展が遅いために他の関係者からマイナスの評価を受けることもあります。

この種の自己規制イニシアティブの発足について

メリット:

- 緩やかで柔軟な構成であるため、制約がなく、多くの参加が得られる可能性があります。
- 統括組織やナショナルプラットフォームにとっては、加盟団体あるいは市民社会セクター内の調整・協力を改善するための良い手段となり得ます。

デメリット:

- このような緩やかなスキームでは資金確保が難しい場合があります。そのため、参加者からの任意拠出を必要とすることがあります(時間を拘束する場合もあります)。
- 参加者間でコンセンサスを形成しにくいことがあり、ワーキンググループとさまざまな代表組織との調整が困難になることもあります。
- 対外的には、ワーキンググループとその発足者は他の関係者からマイナスの評価を受ける場合があります。特に目に見える成果につながらない場合は、その可能性が高くなります。

必要なリソース

ワーキンググループは、あまり多くのリソースを必要としません。ただし、このような進捗の遅い緩やかなスキームでは資金調達が難しくなる場合が現実にあります。必要業務を引き受けてくれるボランティアや任意拠出に依存しているケースが多く見られます。

情報サービス型

定義: 説明責任および透明性に関し、必要な特定データ群の公表を参加団体に要請するスキーム。CSO のディレクトリとしても機能する場合があります。

仕組み: 一般に、情報サービスを主導・調整する組織が 1 つあり、その組織がイニシアティブの規準、公開する情報および参加団体に依頼する公開レベルを決定します。情報サービスは通常、特定のウェブサイト上で一般に公開されます。多くの場合、サービスの対象は一般社会です。また、公開情報の量や質に基づく格付けシステムを用意する場合があります。格付けシステムは、各種要件レベルを満たしているメンバーを一般に公表するもので、各組織にとって透明性基準の向上を目指すモチベーションになるという意味でコンプライアンスメカニズムと言えます。また情報サービスは、寄付制度とリンクする革新的な手段にもなり得ます。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブへの参加について

メリット:

- 情報サービスによって、一般社会に対する組織の透明性を高めることができます。
- 各組織に対し、どのデータが説明責任に関連しているのか、またどのデータの透明性を高めるべきかを明確に示すことができます。
- オンラインプラットフォームを通して個々の寄付制度とリンクさせることができます。

デメリット:

- 情報をすべて収集・処理するために時間がかかる場合があります。
- 広く普及・喧伝されていない情報サービスでは、参加するメリットが大幅に制限される可能性があります。
- データを提出・更新しやすくするために、良好なインターネット接続を確保する必要があります。

この種の自己規制イニシアティブの発足について

メリット:

- 情報サービスは、幅広い関係者に対して透明性を高める革新的なツールであり、透明性を確保するための能力向上に役立てることができます。
- 大量のデータが収集されることとなり、将来的に当該国の市民社会状況の研究に利用することができます。
- CSO の実践的有効性および市民社会の正統性に関する一般的な見解に対する影響が、実施・運営に必要なリソースに比べて(他の自己規制イニシアティブよりも)大きくなる可能性があります。

デメリット:

- 情報サービスは、オンライン上で収集したデータを閲覧・利用しやすい形に編集・整理・提出しなければならないため、リソース集約的と言えます(特に立ち上げ初期段階)。
- 収集したデータを的確かつ首尾一貫した方法で処理・整理することが難しい場合があります。特に、参加団体の背景や分野が多岐に亘る場合、その可能性は高くなります。
- すべての組織や関係者が情報を入力・閲覧できるようにするため、実施国において良好なインターネット接続を確保する必要があります。

必要なリソース

情報サービスは、立ち上げ初期段階において主導・参加団体とも多くの人材および ICT リソースを投入しなければなりません。ただし、維持・運営段階においては、全体としてそれほど多くのリソースは必要とされません。

授賞型

定義: 競争的プロセスを通して透明性および説明責任を確保している実践を選んで表彰するもの。その多くは、革新的あるいは優れたグッドプラクティスに報いることを目的としています。

仕組み: 授賞の場合、参加者は一般公募または指名公募で集められます。各団体はこれに応募するか推薦を得ることで参加することになります。その後、独立した審査委員会が、定められた一連の基準に照らして参加団体を評価します。この審査基準は、自己規制イニシアティブの場合、主に財務管理の透明性、情報公開、説明責任の革新的実践に焦点が当てられています。賞は参加団体の規模や予算に応じてさまざまなカテゴリーに分類される場合もあります。一般に授賞は年 1 回で、市民社会セクターに関連する組織（必ずしも CSO とは限りません）から贈られます。審査委員会には、市民社会セクターの代表の他、公的セクターや民間セクター、学界やメディアの代表など、さまざまな関係者が含まれることがあります。ほとんどの場合、受賞基準を満たさなかった参加者は公表されませんが、受賞者については積極的に宣伝されます。賞品は、金銭賞与、能力向上パッケージ、関連統括機関への加盟、広報宣伝などを組み合わせて贈る傾向にあります。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブへの参加について

メリット:

- 授賞スキームは往々にして注目を集めやすく、この点を利用して組織の透明性や説明責任に関する取り組みを促進させることができます。
- 通常、参加団体は無償で評価してもらえるとという利点があります。ただし、これを活用するためには、評価の詳細結果を求めることが重要です。

デメリット:

- 受賞によって注目を浴びる保証はありません。これは主催者のイメージに大きく左右されます。
- 授賞スキームに参加する組織は、受賞基準を満たせなかった場合、そのことが公表されると、組織としての信用に傷がつく恐れもあります。

この種の自己規制イニシアティブの発足について

メリット:

- 授賞することで、CSO の正統性、透明性、説明責任に関する専門性と取り組みを実証することができます。
- 授賞スキームは、説明責任や透明性といった価値観に関し、他の CSO、公的セクターや民間セクター、学界やメディアなど、さまざまな関係者を巻き込む手段となり得ます。
- 審査基準を強化することで、スキームの運営に必要な人材を活用することができます。
- 授賞スキームであれば、小規模 CSO まで到達する可能性があります。

デメリット:

- 授賞スキームは、運営費だけでなく賞金授与のためにも、持続的な資金源を必要とします。
- 授賞スキームは多量の資金的・人的資源、セクター内外の豊富な知識と名声などを必要とするため、すべての CSO が効果的な授賞スキームを開始・運営できるとは限りません。
- 利用できる資源を踏まえて参加者数を限定することも検討しなければならない場合があります。

必要なリソース

授賞スキームの開始までにかかる時間は、資金確保にかかる時間や賞の設計・実施のために利用できるノウハウに左右されますが、1 年にも及ぶことがあります。評価段階で必要な人材は、年間の参加団体数、参加団体の種類、参加団体の情報が入りやすいかなどの条件によって大幅に変わります。

行動規範型

定義: CSO の集合体が各組織の行動および実践の指針として規定・合意した一連の規範。ガバナンス、説明責任、資金調達など、CSO の運営をさまざまな側面から規制することを意図したものが一般的です。

仕組み: 行動規範型イニシアティブは一般に、CSO 間で透明性および説明責任に関して従うべき原則や一連の規準を協議するところから始まります。合意した規準は、規範または憲章として署名することで正式なものとなります。行動規範は多くの場合、ナショナルプラットフォームや CSO の統括機関が自らのため、また加盟団体のために策定します。こうした全国規模のネットワークに参加する際に規範への署名が義務付けられるケースもあります。セクター全体の行動規範もあれば、財団や人道機関など、特定の市民社会分野を対象とする行動規範もあります。規範の構成や体系は、原則をまとめた緩やかな憲章から非常にフォーマリティの高いスキームまで、多岐に亘ります。例えば、参加団体に年次報告書を提出させて評価するようなコンプライアンスシステム、異議申し立て手続きあるいは制裁メカニズムを取り入れたものもあります。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブへの参加について

メリット:

- 規範は他の署名団体との協力や理解を促進する基礎となり得ます。
- 規範は主導・参加団体が透明性や説明責任に関する規準に取り組んでいる積極性の表れと外部関係者の目に映る可能性があります。
- 行動規範は、類似団体や加盟団体の協議を通して策定されるものであり、ある程度体系が形式化されているため、参加団体のニーズや課題に対してより柔軟な対応ができる傾向にあります。

デメリット:

- 規範を遵守する組織も、それほど遵守していない他の組織と不当に関連付けられる可能性があります。コンプライアンスメカニズムのない規範の場合、その目的を達成するには不十分と見なされる場合があります。

この種の自己規制イニシアティブの発足について

メリット:

- 行動規範は通常、組織化するにも維持するにもあまり費用がかかりません。
- 規範は、CSO の全国的ネットワークやその統括機関の定款、価値観、ビジョンとして利用することができます。
- 規範は、市民社会セクターあるいはネットワークの加盟団体の間の一体感の促進やグッドプラクティスの強化に役に立つ場合があります。

デメリット:

- 行動規範の遵守を強要されないフリーライダーを輩出する可能性があり、その存在がネットワークや規範自体、あるいは主導している機関の信用に傷をつける恐れがあります。
- 行動規範を設定し、これを適切に維持していくことは、統括機関や主導機関にとって時間のかかる挑戦的なタスクとなり得ます。

必要なリソース

行動規範の発足および運営は、資金よりも時間と人手がかかります。こうしたスキームの立ち上げは 2 年にも及ぶことがあります。

コンプライアンスメカニズムを伴う行動規範

定義: 参加団体がそのガバナンスや運営、プログラムにおいて十分に規範の規準を遵守しているかを確認できるメカニズムとしてコンプライアンスシステムを備えた行動規範。

仕組み: コンプライアンスシステムにはさまざまな形式があります。例えば、自己評価あるいは外部のピア評価または第三者評価を通して規範順守の審査を行う場合もあれば、異議申し立てメカニズムを通してモニタリングする場合があります。自己・ピア・第三者評価では通常、机上調査かヒアリング調査のどちらか一方あるいはその両方を定期的を実施し、その結果を報告書に取りまとめます。こうした報告書は組織が規範の原則や規準をどれほど適用しているかを評価するもので、改善のための提言を含めることもあります。コンプライアンス報告書は多くの場合、一般に公開されます。一方、異議申し立て手続きとは、関係者なら誰でも、いつでも（規範に違反した組織がいると感じた場合にいつでも）利用できるメカニズムです。こうしたメカニズムでは通常、規範の主導組織によって異議申し立てに基づく調査が行われます。どの形式のコンプライアンスメカニズムも、積極的に公表・宣伝された方が有効性は高まる傾向にあります。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブへの参加について

メリット:

- コンプライアンスメカニズムがあると、行動規範を遵守する傾向が高まり、各組織の透明性や説明責任の実践が一層改善されます。
- コンプライアンスメカニズムを伴う行動規範は、よりフォーマリティが高くて厳しい自己規制スキームであると外部関係者から認識されるため、参加団体の信頼を向上する可能性があります。

デメリット:

- 評価の実施や異議申し立てへの対応に多くの時間と人手がかかる可能性があります。特に、評価が頻繁かつ徹底的に行われる場合や異議申し立てが必ずしも妥当・適切でない場合、その可能性が高くなります。
- 適切に処理されない場合、異議申し立てメカニズムを通して顕在化した課題が組織の信用やイメージにマイナスの影響をもたらすことがあります。

この種の自己規制イニシアティブの発足について

メリット:

- こうしたメカニズムがあれば、一般に規範に対する署名団体のコンプライアンスが高まり、規範が順守されるようになります。
- コンプライアンスメカニズムは通常、行動規範の署名団体および関与している CSO のネットワークまたはグループの信頼と信用を高めます。
- コンプライアンスメカニズムは、参加団体がどのような困難・課題に直面しているかを知る良い手段となり得ます。また、規範の適用や執行に関するベストプラクティスの収集にも役立つ可能性があります。

デメリット:

- 報告書の取りまとめや分析を行うとともに評価を組織化・実施するには多くのリソースが必要となります。
- 制裁メカニズムがない場合、コンプライアンスメカニズムだけでは規範の完全順守を十分確保できない場合があります。

必要なリソース

行動規範にコンプライアンスメカニズムを付け加えるために必要なリソースはあまり多くありません。しかしながら、コンプライアンスメカニズムの運営に必要なリソースは、規範の署名団体とその取りまとめ役の間でどう業務量を分配するかによって、大幅に変わる可能性があります。一般に、このメカニズムは規範を主導する有力な団体を必要とします。

制裁メカニズムを伴う行動規範

定義: 行動規範の原則や規準を遵守しない参加団体に対する対応を規定した、制裁メカニズムを伴う行動規範。

仕組み: 制裁措置はコンプライアンスメカニズムの延長として、規範を守っていないことが分かった署名団体の態度を強制的に改めさせるために活用されます。制裁措置の種類は、改善勧告や罰金から参加資格の停止や除名まで、多岐に亘ります。こうした各レベルの制裁は、公表して違反者の信頼性が損なわれると圧力をかけることによって、一層効果が高まります。また、独立した公正な措置であると認識されている制裁メカニズムが最も効果的に機能することから、規範加盟団体、統括組織やCSOのパートナーの代表から成る独立した委員会によって処理されているケースが多く見られます。コンプライアンスメカニズムと制裁メカニズムの双方が付け加えられた行動規範は、非常にフォーマリティの高い構造を必要とし、その運営方法は認証制度と非常によく似ています。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブへの参加について

メリット:

- 制裁システムを伴う行動規範は、参加団体の信頼性とプラスのイメージを一層高めることができます。
- 多くの場合、制裁措置が適用される前に、組織は直面している課題の解決方法や行動の改善方法に関する助言や支援が得られます。

デメリット:

- 制裁措置は、規範に従わない組織の信用に傷をつける可能性があります。特に公開される場合、その可能性が高くなります。

この種の自己規制イニシアティブの発足について

メリット:

- 最も信頼できる行動規範の形と考えられています。
- 制裁メカニズムを伴う規範は、規範を執行するための手段がよく練られたスキームと言えます。

デメリット:

- 制裁メカニズムが効果的に機能するためにはより多くのリソースが必要となります。特に独立した委員会によって実施されている場合、その傾向が強くなります。
- 制裁メカニズムが頻繁に活用・公表される場合、長期的に規範やネットワーク全体の信用に傷をつける可能性があります。

必要なリソース

制裁メカニズムを実施するために必要なリソースは、コンプライアンスシステムが機能していれば、それほど多くありません。ただし、コンプライアンスの見直しや制裁措置の実行を担う独立委員会を設置した場合、費用(時間および資金)がかかる可能性があります。

認証制度型

定義: 組織グループが規定・確立した一連の規準・規範に照らして組織のガバナンス、プログラム、実践慣行を評価するスキーム。これらの規準を満たしていることが証明された組織は認可証が発行されます。

仕組み: 認証規準の多くは、既存の行動規範に基づいて設定されています。協議プロセス(単独または複数のナショナルプラットフォームや統括組織が協力して組織することが一般的)を通して規準を改変してさらに発展させる場合もあります。その後、認証制度は統括組織が単独で管理することとなり、一般的には独立した事務局が設置されます。認証プロセスで必ず申請者の評価を行うこととなりますが、この評価は申請者自身で(自己評価を通して)行うケースもあれば、ピア評価あるいは第三者評価を受けるケースもあります。認証制度には、このような評価プロセスを通したコンプライアンスシステムが必ずあります。さらに、異議申し立てメカニズムか制裁メカニズムのどちらか一方あるいはその両方を備えていることもあります。認証制度は通常、役務手数料を請求します。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブの参加および発足について

メリット:

- コンプライアンスシステムがあるため、申請団体は真剣に認証規準に取り組まなければならない、その結果セクターの透明性および説明責任の実践が改善されます。
- 認証制度は通常、セクターの規準改善に取り組む組織の信頼性を高めます。

デメリット:

- このような正式な制度の場合、多くのリソースが必要となります。評価プロセスにもコストがかかります。
- 手数料がかかるため、イニシアティブへの参加を躊躇させてしまう場合があります。
- 認証制度は、能力やリソースが不足していて規準を遵守できない組織に対しては訴求しにくいと思われます。

必要なリソース

認証制度に必要な時間的・人的・資金的リソースは中～高程度です。

自己評価を伴う認証制度

定義: 認証制度には必ずエントリーコンプライアンスメカニズムが含まれますが、この種のイニシアティブでは申請団体自身がその実施主体となります。申請団体は、認証機関が作成した申請フォームに基づき、制度の規準に照らして定期的に自動評価を行うことを義務付けられます。

仕組み: 自己評価は通常、申請団体のモニタリング評価職員が主導しますが、評価を完了するために必要な分析や取り組みに組織全体を巻き込むことが要求されます。机上分析の他、スタッフのヒアリングを行う必要があり、場合によっては主要関係者のヒアリングも行わなければいけません。また、こうした評価に評価尺度（ポイントまたはパーセンテージ）を使用することもあります。自己評価は、年に1回あるいはそれよりも長い間隔で、定期的に繰り返し行うよう義務付けられます。ほとんどの自己評価は非公開で（認証機関にのみ共有）、検討時に浮き彫りになった主要課題に対する対応計画の基礎となります。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブへの参加について

メリット:

- 自己評価を伴う認証制度が一般社会の信用と信頼の向上に与えるプラスの影響は往々にして状況に左右されます。
- 自己評価に基づく認証は、評価プロセスおよび制度全体の主体性を高めることとなります。
- ピア評価および第三者評価に比べて実施費用が抑えられます。

デメリット:

- 自己評価は正確でない、あるいは信用できないと思われる可能性があり、そのため十分な信頼を獲得できない場合があります。
- 自己評価の運営には、内部のスタッフ全員の十分な賛同が必要となり、時間がかかる上、多くのリソースを必要とします。

この種の自己規制イニシアティブの発足について

メリット:

- 自己評価に基づく認証制度は、評価プロセスにおける事務局の負担を最小化することができます。

デメリット:

- 参加団体が認証制度をそれほど厳格に捉えず、誠実に対応しないために、高い透明性と説明責任が達成できない場合があります。
- こうしたイニシアティブでは、認証機関が評価全体の総体的な質や一貫性、厳格性を確保することができません。

必要なリソース

自己評価に基づく認証制度は、事務局にとってはあまりコストがかからず、リソースも少なめですが、参加団体にとっては時間がかかるものとなる可能性があります。イニシアティブ設立にかかる初期費用は高くなるかもしれませんが、一旦運営が始まれば、評価自体はそれほどコストがかからないでしょう。

ピア評価を伴う認証制度

定義: 指名された類似団体(ピア)が認証制度の規準に照らした申請団体の初期評価を実施します。

仕組み: 認証制度の事務局によって手配された類似団体(ピア)またはその集合体が候補者団体を調査し、規準が順守されているかを分析します。ほとんどの場合、このピア評価者には認証制度に参加している他の団体が選ばれます。ピア評価は、机上分析と申請団体を訪問する現地調査を通して行われます。ピア評価者から委員会または事務局に対し、勧告を含む報告書が提出され、申請者の最終ステータスを決定します。ただし、ピア評価制度は非常に時間がかかる上、メンバーの専門知識レベルが同等でなければならないため、採用例はあまり多くありません。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブの参加および発足について

メリット:

- ピア評価に基づいた認証制度は、信頼関係が既に確立していれば、CSO 間のつながりと連携およびセクター内のグッドプラクティスの共有を促進することができます。
- ピア評価は通常、事務局の負担する認証プロセスの運営コストを最小化することができます。
- こうした制度は、自己評価に基づく認証制度よりも信頼性が高いことから、メリットがあると言えます。

デメリット:

- 評価全体の総体的な質や一貫性、厳格性を確保することが困難な場合があります。また、ピア評価を行う適切な類似団体が必ずいるとは限りません。他の CSO の業務や実践を批判したがない場合もあります。
- また、市民社会セクター内に十分な信頼関係があることがピア評価の前提条件となります。そうでない場合、CSO はピア評価者に情報開示しにくいと感じるでしょう。

必要なリソース

事務局は適切なピア評価メカニズムを模索するため、時間と人手をかけなければならない場合があります。全体的には資金面・人材面で事務局の負担はそれほど大きくありませんが、申請団体の負担は比較的大きくなります。

第三者評価を伴う認証制度

定義: 独立した第三者が認証制度の規準に対する組織のコンプライアンスの分析を実施します。

仕組み: 第三者評価は、認証取得機関の類似団体以外の組織(専門企業、格付け機関、セクター専門家から成る審査団など)によって行われます。一般的に検討される内容は資金調達の実践および財務的説明責任が中心で、場合によっては運営の質にも焦点が当てられます。通常、認定組織に提出された文書に基づく机上調査と現地訪問調査が行われます。認定組織は、申請団体の理事会やスタッフと面談し、場合によっては申請団体の受益者とも面談します。こうして第三者報告書が作成され、最終決定の基礎資料となります。最終決定は通常、別の機関(認証制度の理事会、他の独立委員会など)が行います。第三者評価は時間がかかります(一般的には約5年)。また、その費用は申請者が支払うことになります。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブの参加および発足について

メリット:

- 参加団体は第三者の専門機関から評価を受けることで、その専門知識を活用することができます。そのため、第三者評価はベストプラクティスを学ぶ有効な手段と言えます。
- 第三者認証は通常、他のスキームよりも信頼性が高いという利点があります。
- 同一単独機関が評価を行うため、評価全体の一貫性や質が確保しやすくなります。

デメリット:

- しかしながら、同一単独機関が評価する場合(特に市民社会セクター外の機関の場合)、多様なCSOそれぞれの状況に基づいて柔軟に対応したり調整したりすることができない可能性があります。
- 制度の信頼性は主に第三者機関の妥当性とイメージに左右されます。適切かつ信頼できる組織を見つける必要があります。
- 第三者評価はコストが高くなります。

必要なリソース

この種の認証制度は、申請団体にとっても事務局にとってもコストがかかりますが、評価を独立機関に任せるため、事務局の人手や時間はそれほどかからない傾向にあります。

コンプライアンス&制裁メカニズムを伴う認証制度

定義: 認証取得機関が初回認証後に制度の規準を満たさない場合、コンプライアンスシステムや制裁メカニズムが発動します。

仕組み: コンプライアンスメカニズムにはいくつかの形式があります。事務局が認証取得機関に毎年コンプライアンス報告書の提出を依頼することもあるれば、受益者、ドナー、政府、一般社会、類似団体、スタッフからフィードバックを得るメカニズムを用意していることもあります。異議申し立てがあった場合、事務局が調査を行い、その結果に基づいて直面する課題への対応を勧告することもあります。勧告に従わない場合、罰金が科されたり除名されたりすることもあります。コンプライアンスメカニズムや制裁メカニズムの厳しさやタイミングは認証制度ごとに異なります。また、報告書や異議申し立て、勧告や制裁を公表するかどうかは制度ごとに異なります。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブの参加および発足について

メリット:

- コンプライアンスメカニズムや制裁メカニズムの設立は、参加している CSO および認証機関にとって有益なフィードバック源となる可能性があります。
- こうしたメカニズムがあれば、関係しているどの機関においても規準を守ろうという意欲がさらに高まる可能性があります。
- こうしたメカニズムにより、参加 CSO に対する一般社会の信用および制度の信頼性を大幅に向上させることができます。
- 一度認証制度が機能するようになれば、コンプライアンスメカニズムの追加も制裁メカニズムの追加も難しくありません。

デメリット:

- 異議申し立ての解決に多くの費用と時間がかかる可能性があります。特に、自己規制イニシアティブ規準の誤解に基づく異議申し立てがあった場合は、その可能性が高くなります。
- 制裁の利用回数や公表数が多い場合、市民社会セクターへの信頼を損なう恐れがあり、関係しているすべての機関の信頼性に多大な影響を及ぼすことになりかねません。
- 発生した問題を解決する適切な制裁レベルを見極めることが難しい場合があります。

必要なリソース

コンプライアンスメカニズムと制裁メカニズムの設立は、それほど多くのリソースを必要としません。ただし、管理する段階では、異議申し立ての平均受領数に左右されます。

表3 自己規制イニシアティブの類型ごとの成果の比較*

以下の表では、自己規制イニシアティブを実施した際に生まれる潜在的な成果および影響を簡単に比較しています。この表は、自己規制イニシアティブの3つの成果(イニシアティブの持続可能性、CSOの有効性の改善、内外の信頼性の向上)に関するワン・ワールド・トラストの調査を踏まえたものです¹⁴。

自己規制イニシアティブの類型	潜在的持続可能性	CSOの有効性の改善	各関係者のCSOに対する信用の向上
ワーキンググループ型	低～中	中	低
情報サービス型	高	低～中	高
授賞型	中	中～低	高い可能性がある (調査では未確認)
行動規範型	高	低	低～中
[付加機能:]** コンプライアンスメカニズム	中～低	中	中～高
[付加機能:]** 制裁メカニズム	高	中～高	高
認証制度型	中	高	高
自己評価	中～高	中～高	中
ピア評価	低～中	中	中～高
第三者評価	中～高	高	高
[付加機能:]** コンプライアンスメカニズム 型	高	中	高

* CSOの有効性の向上および市民社会セクターの信頼性の向上に与える影響の2つは、膨大な調査が必要な分野であることに留意が必要です。本手引きの推定は、入手できた最大限の情報に基づいたものです¹⁵。

** これらのメカニズムは、自己規制イニシアティブの当初のスキームを補足するものとして選択することができます。本表では、イニシアティブが既に稼働・機能している中、こうした追加オプションを実施するためにどれほどのリソースや能力が必要かという観点から分析しています。

¹⁴ Alice Obrecht, "Effective Accountability? The drivers, benefits and mechanisms of CSO self-regulation," Briefing Papers 130, One World Trust, 2012, p.4-38.

¹⁵ 同上、その他以下を参照。Catherine Shea, Sandra Sitar, "NGO Accreditation and Certification: The Way Forward? An Evaluation of the Development Community's Experience," International Center for Not-for-Profit-Law, Report and Recommendations, p.2-48; John Gaventa, Rosemary McGee, "The Impact of Transparency and Accountability Initiatives," *Development Policy Review*, 2013, p.3-24.

国際イニシアティブ

定義: 国際レベルで合意したイニシアティブ。自己規制の 5 つの類型(行動規範、認証制度など)をすべて網羅しています。ある特定のセクターの CSO 活動を対象としているイニシアティブもあります。

仕組み: 国際的イニシアティブは、国際的な協議や国際的なワーキンググループを通して設立されます。また、CSO 活動のある特定の側面に焦点を当てようとしてセクターの専門家が設立する場合があります。国際的な取り組みのため、草の根組織は、イニシアティブメンバーとしても協議相手としても対象とならない傾向にあります。イニシアティブのメンバーは大規模な国際非政府組織(INGO)や全国的な市民社会組織が一般的で、こうした国際イニシアティブの多くは開発セクターを対象としています。国際自己規制イニシアティブに INGO が関与する場合、国際事務局と各国事務所／支所が両方とも参画しているのか、それとも国際事務局のみが参加していて各国の支所は国レベルの自己規制制度に申請するべきかを確認する必要がありますので、注意してください。

メリットとデメリット

この種の自己規制イニシアティブへの参加について

メリット:

- このような国際的枠組みによるイニシアティブに参加すれば、組織の認知度と信頼性が向上します。政府やドナーなどに国際的な市民社会コミュニティの1つと認識してもらう機会にもなり得ます。

デメリット:

- 国際的な自己規制イニシアティブは、拠出金に基づいたものであることが多く、その額が比較的高い傾向にあります。
- 国際規準は、国レベルやローカルレベルの小規模組織には利用・適用が難しい場合があります。

この種の自己規制イニシアティブの発足について

メリット:

- 国レベルの自己規制イニシアティブでは一般に対象とすることのない INGO も巻き込むことができます。
- 国際的枠組みは、運営組織の信頼を高めることができます。

デメリット:

- 小規模な草の根機関まで巻き込むことが難しく、その場合は国際的的代表性を十分確保することが難しいかもしれません。
- イニシアティブの立ち上げに多くのリソースが必要となる可能性があります。
- 国際的なイニシアティブでは、市民社会セクターの多様性と多文化主義を十分考慮することができない場合があります。

必要なリソース

こうしたイニシアティブは、国際的なものであることから、膨大なリソースを必要とします。

国際イニシアティブの分析

こうした国際的イニシアティブは、自己規制に関する良いリソースを多く備えています。現実としてほとんどの国レベル・ローカルレベルの CSO には費用がかかり過ぎると思われます。こうしたイニシアティブを検討する価値はありますが、必ずしも世界中のすべての CSO に推奨できるものではありません。